

書が発行されます 金保険料)控除証明

構本部から送付されますのこの社会保険料控除を受けるためには、支払ったことをこのため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料控除を受けが本年11月上旬に日本年金機料を除る受けるれた方にのいては、「社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを

送付されます。 また、10月1日から12月31 年金保険料を納付された方に 日までの間に今年初めて国民 日までの間に今年初めて国民

い。

なお、ご家族の国民年金保

を添付のうえ申告してくださ

を添付のうえ申告してくださ

を添けのうえ申告してくださ

を添けのうえ申告してくださ

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」についての料)控除証明書」についての料のででででは、対してのがででででででは、対してのができます。

年金受給者の皆様へ

の提出について「扶養親族等申告書」

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額以上の場合、各支払月に支払われの場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。 65歳未満の方年金額188万円以上

には必ずこの証明書(又は領で、年末調整や確定申告の際

年金額150万円以上

が受合者の夫養現疾等自告 ためには、毎年「公的年金等 をでは、毎年「公的年金等 をでは、毎年「公的年金等 をでは、配偶者控除や扶 をがいる。

ためには、毎年「公的年金等ためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申だく必要があります。この申方へ11月上旬に日本年金機構方へ11月上旬に日本年金機構

ん。 のハガキは郵送されませ ※対象とならない方には、こ

出してください。

出してください。

出してください。



日(火)までです。庭)の経過措置は11月30児童扶養手当(父子家

となりました。日とし、父子家庭も支給対象が改正され、8月1日を施行が改正され、8月1日を施行が改正され、8月1日を施行

ます。 求の受け付けを開始しており では、施行日より認定請

しください。 を確認のうえ受付窓口へお越 対象となる方は、次の項目

支給対象者

る所得額を超過しない方 父子家庭であり政令で定め

受付場所等

6 5 ~!

ます。
て、随時受け付けを行ってい
、、随時受け付けを行ってい
は、本川総合支所住民課に
可民課、吾北総合支所住民

て8月1日現在、支給要件行った月の翌月から支給と※原則として、認定請求を

(火)までに請求を行えば8 (火)までに請求を行えば8

必要な物

- 印鑑
- 世帯全員の住民票
- 本 ・請求者及び子どもの戸籍謄
- ・請求者の振込先の分かるも
- された方のみ) された方のみ) された方のみ)
- ・世帯分離証明書(該当者の
- の住民票(該当者のみ)
- きます) 取りのうえ提出していただ 不の他調書(窓口にて聞き

問い合わせ

町民課

■ 867—2300 ■ 867—2300

■ 869-2112 本川総合支所住民課